

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和5年2月22日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和5年2月22日(水曜日)

午前9時59分開議
午前11時22分休憩
午前11時29分開議
午前11時55分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第12号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第17号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について

出席委員(8人)

- 委員長 岩本浩治
- 副委員長 南部隼平
- 委員 藤川隆夫
- 委員 内野幸喜
- 委員 高木健次
- 委員 前田憲秀
- 委員 松村秀逸
- 委員 山本伸裕

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 沼川敦彦
- 政策審議監 三牧芳浩
- 医監 池田洋一郎
- 長寿社会局長 柴田英伸
- 子ども・障がい福祉局長 木山晋介
- 健康局長 下山薫

- 健康福祉政策課長 井藤和哉
- 健康危機管理課長 椎場泰三
- 高齢者支援課長 下村正宣
- 認知症対策・地域ケア推進課長 本田敦美
- 社会福祉課長 原田義隆
- 子ども未来課長 木村和子
- 子ども家庭福祉課長 岩村聡子
- 首席審議員
- 兼障がい者支援課長 米澤祐介
- 医療政策課長 阿南周造
- 国保・高齢者医療課長 池永淳一
- 健康づくり推進課長 岡順子
- 首席審議員
- 兼業務衛生課長 樋口義則
- 病院局
- 病院事業管理者 渡辺克淑
- 総務経営課長 川上竜也

事務局職員出席者

- 議事課主幹 泗水靖希
- 政務調査課主幹 植田晃史

午前9時59分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから、第6回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、式次第に記載のとおり、執行部を2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑応答が終了した後に、一括して採決を行うこととしております。

また、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を

議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、健康福祉部長から総括説明をお願いいたします。

○沼川健康福祉部長 おはようございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

県内で初めて感染が確認されて、ちょうど昨日で丸3年となりますが、その間、何度も感染の波は押し寄せました。

直近の第8波では、年末年始に感染が大幅に拡大し、1月には、入院患者数、病床利用率ともに過去最大となりましたが、1月中旬から減少に転じ、現在、医療機関の負担も徐々に改善され、落ち着きを取り戻しつつあります。

このような中、国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、特段の事情が生じない限り、5月8日に、現行の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ変更することを決定しています。

位置づけ変更後の医療費の公費支援や医療提供体制などの具体的な内容は、3月上旬を目途に国から示されることとされています。

本県としましては、医療機関などの現場や県民に混乱が生じないように、必要な措置については国に要望しつつ、市町村や県民の皆様に対して情報を細かに提供しながら、しっかりと準備を進めてまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例関係1議案でございます。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算では、通常分

で29億円余の減額、新型コロナ対応分で37億5,000万円余の増額となる補正予算をお願いするものです。

その主な内容についてですが、新型コロナ対応分として、入院患者受入れのための病床確保に要する経費として19億8,000万円余の増額を、コロナ特例貸付けの対象者等への継続的なフォローアップに要する経費として18億2,000万円余の増額をお願いしております。

また、物価高騰の影響で苦しい状況が続く県内の低所得の子育て世帯への生活支援給付金に要する経費として、8億2,000万円余の増額をお願いしております。

さらに、議案第12号、令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算では、国民健康保険保険給付費等の交付に要する経費など56億4,000万円余の増額をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の令和4年度の予算総額は4,482億9,000万円余となります。

次に、条例等関係では、議案第18号、熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定についてを提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、関係各課長が御説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 引き続き、前半グループの健康福祉部8課の議案について、執行部から説明をお願いします。

それでは、議案第1号の説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料2ページをお願いいたします。

令和4年度2月補正予算関係について、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

1の職員給与費ですが、当初予算の編成時は、令和4年1月時点での職員数、給与額により計上しておりましたので、今回は、4月以降の人事異動、組織改編等に伴う補正をお願いするものでございます。健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載しているものについては、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

次の2、地域福祉振興費では、事業実績見込み等を踏まえて減額をしております。

3、社会福祉諸費の(2)市町村派遣職員負担金は、今年度新たに熊本市及び人吉市から派遣された職員の人件費等に係るもので、支給実績を踏まえ、892万円余を計上しております。

(3)の地域支え合いセンター運営支援事業につきましては、各市町村センターにおける支援対象世帯数の減少等により、1,487万円余を減額いたします。

(4)住まいの再建支援事業では、自宅再建の利子助成等の支援策について、今年度中の申請見込額を踏まえ、4億2,198万円余を減額いたします。

なお、来年度の当初予算では、改めて必要額を要求させていただいております。

3ページをお願いいたします。

右側説明欄、(5)の新型コロナウイルス困りごと支援事業につきましては、事業実績見込みを踏まえ、899万円を減額いたします。

5の国庫支出金返納金は、昨年度の地域支え合いセンター運営支援事業等の実績確定に伴うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

2段目の災害救助費でございます。

右側説明欄2、災害救助対策費の(1)災害救助事業につきましては、応急仮設住宅関連経費に係る所要見込額の減によるもので、4億1,956万円を減額いたします。

3の国庫支出金返納金につきましては、昨年度の災害救助費国庫負担金の実績減に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費及び保健環境科学研究所費については、事業実績見込み等を踏まえて減額しております。

6ページをお願いいたします。

元金の右側説明欄を御覧ください。

1、災害援護資金国庫貸付金元金ですが、これは、令和2年7月豪雨など、過去の災害で貸し付けた災害援護資金について、市町村償還額の実績減に伴う国庫への償還金の減額でございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算としては、最下段にありますとおり、総額5億5,933万円余の減額をお願いしております。

続きまして、7ページを御覧ください。

繰越明許費についてです。

民生費について、旧県営援護住宅の道路側溝改修に係る測量、設計及び工事が年度内に完了しないことが見込まれるため、980万円の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

債務負担行為の設定についてです。

保健・医療・福祉関係業務について、1月から準備が必要な業務につきましては、既に12月補正で設定しておりますが、今回は、部内各課の4月からの委託業務のうち、3月中に契約手続を進める必要があるものについて、追加で債務負担行為を設定するものでございます。

地域支え合いセンター支援事務所運営事業や生活困窮者総合相談支援事業など73業務分として、部全体で49億2,784万円余、限度額を増額し、51億2,060万円余の設定をお願い

しております。

健康福祉政策課からは以上でございます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課で
ございます。

説明資料の9ページをお願いします。

主な項目について御説明をさせていただきます。

まず、上段の公衆衛生総務費でございますが、2億3,341万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、説明欄になりますけれども、2の肝炎対策費でございますが、医療費等の所要見込額の減に伴うものでございます。

また、説明欄3の国庫支出金返納金につきましては、令和3年度分の国庫補助金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、中段の結核対策費でございますが、1,300万円の減額補正をお願いしております。

説明欄1の結核医療費及び説明欄2の結核予防費でございますが、こちらは、医療費及び検診事業費の所要見込額の減に伴うものでございます。

次に、下段の予防費でございますが、12億2,480万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の感染症予防費でございます。

(1)のエイズ予防対策費及び説明資料10ページになりますが、(2)の新型インフルエンザ対策費は、いずれも所要見込額の減に伴うものでございます。

(3)の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業は、熊本市保健所が実施する受診案内センター等の電話相談機能の強化に対する熊本市への助成分でございます。これの助成額の増に伴うものでございます。

(4)の新型コロナウイルス感染症医療・検

査等体制整備事業は、行政検査事業、それから無料検査事業等の所要見込額の減及び財源更正に伴うものでございます。

(5)の新型コロナワクチン接種体制支援事業は、個別接種促進事業等の所要見込額の減に伴うものでございます。

次に、説明欄2の予防接種対策費でございます。

新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業は、所要見込額の減及び財源更正に伴うものでございます。

続きまして、説明資料の11ページを御覧ください。

食品衛生指導費でございますが、72万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の乳肉衛生費でございますが、公衆衛生獣医師確保育成事業に係る所要見込額の減に伴うものでございます。当初予算では4名分の給付予算として計上していたところでございますが、給付実績が3名となったことを踏まえまして、減額を行うものでございます。

次に、説明欄2の食肉衛生検査所費でございますが、こちらは、備品購入に伴う輸送搬入経費が国庫補助の対象となったことを踏まえまして、一般財源から国庫支出金のほうへ財源更正を行うものでございます。

以上、健康危機管理課の2月補正予算といたしましては、最下段になりますが、10億511万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、説明資料の12ページを御覧ください。

繰越明許費の変更でございます。

最下欄にありますとおり、全体で15億5,308万円の追加設定をさせていただいております。

上段の公衆衛生費9億2,200万円につきましては、新型コロナワクチン接種体制支援事業の個別接種促進事業に関わる予算、下段の

環境衛生費6億3,108万円につきましては、動物愛護推進事業の新動物愛護センターの建築工事分に係る予算でございます。

いずれも、年度内の支出が完了しないと見込まれるものについて繰越しをお願いするものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

2月補正予算につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費で1億2,900万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の(1)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助は、県社会福祉協議会が実施しております修学資金の貸付事業に対してその原資を助成するものでして、国の内示減を受け、減額を行うものでございます。

次に、老人福祉費で16億2,900万円余の増額をお願いしております。

一番下になりますが、説明欄2の(2)看護・福祉職員等処遇改善推進事業(介護分)は、国の経済対策に基づき、介護職員の処遇改善に要する経費について助成を行うものでして、当初明確になっていなかった有料老人ホームなどの介護保険法の対象でない施設が補助の対象から外れたことなどにより、7億4,300万円余の減額を行うものでございます。

次のページをお願いします。

14ページの一番下になりますが、3の(5)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、地域医療介護総合確保基金を活用して、感染症が発生した介護サービス事業所等におけるサービス継続に要する経費などについて助成を行うものです。

第7波や第8波の影響による掛かり増し経

費や施設内療養などの大幅な増加に対応するため、22億9,900万円余の増額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄4の(2)老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金は、令和2年度及び令和3年度の国庫補助金の精算確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

老人福祉施設費で4億7,600万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の(1)介護基盤緊急整備等事業及び(2)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業は、いずれも市町村を通じて助成を行うものでして、資材の調達難や工事費の高騰などにより、整備の見送りや計画の変更等が生じたことから減額補正を行うものでございます。

(3)と(4)の老人福祉施設整備等事業、非常用自家発電設備整備等事業分及び水害対策強化事業分は、国の経済対策を活用して、高齢者施設等の施設整備等に対して助成を行うものでございます。

以上、次の17ページの最下段に記載のとおり、高齢者支援課の2月補正予算としましては、合計で10億2,200万円余の増額補正をお願いしております。

次に、18ページをお願いいたします。

繰越明許費についてです。

災害復旧費で12億4,500万円余の追加設定をお願いしております。

これは、令和2年度の豪雨災害で被災した千寿園の災害復旧工事に要する経費でして、昨年12月末に着工しており、年内に完了予定となっております。

次に、19ページをお願いいたします。

民生費で42億8,700万円余の増額設定をお願いしております。

備考欄に記載の6つの事業は、今回の2月補正に計上した事業や新型コロナ対策関係事

業及び設備整備関係事業となっておりまして、いずれも、令和4年度中の事業完了が見込めないため、新たに繰越しの設定を行うものでございます。

高齢者支援課の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料20ページをお願いいたします。

老人福祉費で8億7,492万円の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、高齢者福祉対策費について御説明をいたします。

(1)から(7)につきましては、いずれも、委託額が当初の予定額を下回ったことなど、所要見込額の減による減額補正をするものでございます。

最後の(8)物価高騰対策事業(高齢者施設分)でございますが、こちらは、国の重点交付金を活用しておりますが、有利な財源でございますので、全庁的に財源を有効活用するとの観点から、一部を一般財源に振り替えているものでございます。

子ども未来課、障がい者支援課、医療政策課、薬務衛生課におきましても、物価高騰対策事業の財源更正がございますが、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

続きまして、ページをおめくりいただき、22ページをお願いいたします。

説明欄の3、国庫支出金返納金について御説明いたします。

老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、令和3年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定に伴う返納金等でございます。

次に、4、介護保険対策費について、主な事業を御説明いたします。

(2)介護給付費県負担金交付事業、(3)地域

支援事業交付金交付事業につきましては、介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金等で、いずれも、市町村の所要見込額の減に伴い、減額補正するものでございます。

(6)第1号保険料県負担金交付事業につきましても、介護保険法に基づく市町村に対する法定の交付金等でございますが、市町村の所要見込額の増に伴い、4,025万円余の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、23ページ、(8)高齢者を支える地域活動支援事業は、中山間地域等での在宅サービス拠点などを立ち上げようとする民間事業所等への支援に要する経費でございますが、交付額が当初の見込額を下回ったことにより、減額補正及び財源更正をするものでございます。

次に、公衆衛生総務費の保健医療推進対策費について御説明いたします。

在宅医療連携推進事業は、医療、介護等の連携体制構築に要する経費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一部会議を開催できなかったことなどによる減額補正及び財源更正でございます。

次に、医務費の歯科行政費について御説明いたします。

在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成等に、また、訪問歯科診療器材購入に要する経費への助成でございますが、交付額が当初の見込額を下回ったことにより減額補正するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算といたしまして、総計8億7,842万円の減額をお願いしております。

ページをおめくりいただきまして、24ページを御覧ください。

繰越明許費の変更でございますが、民生費で1億4,894万円余の追加設定をお願いするものでございます。

物価高騰対策事業(高齢者施設分)でございますが、物価高騰の影響を受けております県内の高齢者施設等に対して支援を行うものでございます。

本年2月末までの期限で対象施設からの申請を受け付けておりますが、審査に時間を要し、年度内に事業が完了しない可能性もございますので、繰越設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、薬務衛生課においても、物価高騰対策事業の繰越設定をお願いしておりますが、同様の趣旨ですので、各課からの説明は省略させていただきます。

認知症対策・地域ケア推進課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

令和4年度2月補正予算について説明いたします。

説明資料の25ページをお願いします。

社会福祉総務費として、18億2,142万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の2、生活福祉資金貸付事業費ですが、生活福祉資金の特例貸付けが9月末に終了しまして、今年の1月から順次償還が始まっており、それに対する向こう13年間の債権管理事務費やフォローアップ支援として18億2,587万円余の増額補正をお願いするものです。

3の社会福祉諸費の小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、所要見込額の減により減額補正をお願いするものです。

下の段の遺家族等援護費は479万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の遺家族等援護費は、中国残留邦人等への支援、相談員配置、自立支援、通訳派遣等

に関する事務経費で、所要見込みの減により減額するものでございます。

3の遺家族等援護諸費は、新型コロナウイルス感染症拡大により熊本県戦没者追悼式を中止したことに伴い、事業費を減額するものでございます。

26ページをお願いします。

4の国庫支出金返納金は、令和3年度の国庫委託金の確定に伴う精算返納金でございます。

下の段の生活保護総務費ですが、7,405万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄1の生活保護事務費の(3)の自立相談支援機関等の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業は、市町村等が実施する事業に係る所要見込額の減に伴う減額でございます。

(4)の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、対象事務費を減額するものでございます。

27ページをお願いします。

説明欄4の国庫支出金返納金は、令和3年度国庫負担金等の額の確定に伴う精算返納金でございます。

次の段の扶助費としまして、2,401万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

新型コロナに対応した各種給付金等が終了していきましてに伴いまして、年度末にかけて生活保護受給者の増加に対応できるよう、扶助費の増額をお願いするものでございます。

下の段の精神保健費につきましては、1,404万円余の減額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄にございますひきこもり支援推進事業について、市町村実施事業に係る所要見込額が減ったことによるものでございます。

以上、社会福祉課の補正予算としまして、

最下段の19億1,024万円余の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料28ページをお願いいたします。

主な項目につきまして御説明いたします。

まず、児童福祉総務費で4億6,388万円余の増額補正をお願いしています。

右側説明欄を御覧ください。

主なものとしては、まず、減額ですけれども、2の(1)児童健全育成事業(運営費)は放課後児童クラブの運営費、(2)の放課後児童クラブ施設整備事業は施設整備費への補助で、市町村における所要見込額の減少に伴うものでございます。

29ページをお願いします。

右側説明欄の(8)の放課後児童クラブ利用サポート事業は、低所得世帯の子供さんの放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブの利用料を県と市町村で負担するものですが、市町村の執行見込額の減少に伴う減額となります。

おめくりいただき、30ページをお願いいたします。

(11)放課後児童健全育成事業等感染拡大防止対策支援事業と(12)放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業は、いずれも国の経済対策分で、放課後児童クラブの新型コロナ対策及びICT整備に係る補助金です。

4の国庫支出金返納金は、令和3年度の国庫支出金確定に伴う返還で、新型コロナ対策関係を多めに受け入れたことによるものが中心となっております。

31ページをお願いいたします。

右側説明欄5の安心こども基金積立金は、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援に必要な事業費として、国

から配分された子育て支援対策臨時特例交付金を基金に積み立てるものです。

6の(1)保育士人材確保事業は、保育補助者の雇い上げ等に係る補助で、市町村における所要見込額の減少に伴うものです。

中段、児童措置費につきましては、12億6,700万円余の減額補正となっております。

右側説明欄に記載の子どものための教育・保育給付費は、保育所、認定こども園等に対する給付費の県負担分に係る所要見込額の減少分となっております。

最下段は、児童福祉施設費で1億1,600万円余の減額補正となっております。

右側説明欄の1、市町村保育施設運営費補助は、市町村が実施する延長保育などの保育サービスに係る所要見込額の減少分です。

32ページをお願いします。

公衆衛生総務費で2億880万円余の減額補正です。

右側説明欄2、(1)女性のケア事業は、妊婦向けのPCR検査助成費などの所要見込額の減少によるものです。

また、3、乳幼児医療費の少子化対策総合交付金事業は、コロナ禍のため、市町村において、結婚イベントの実施を見送ったことなどによる減少分でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

私学振興費で2億6,149万円余の減額補正です。

主なものは、右側説明欄、(3)認定こども園施設整備事業、これは、市町村において予定していた事業を次年度以降に見送ったこと、及び(4)私立幼稚園経常費助成費補助は、幼稚園の運営費補助に係る所要見込額の減少分です。

以上、子ども未来課合計では、最下段にありますとおり、14億265万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、34ページから35ページは、繰越明許費の補正となります。

まず、34ページの備考欄にございます4つの事業で1億9,201万円の追加設定をお願いしております。

先ほど経済対策分として御説明いたしました放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染防止対策とICT化推進の事業が、4つのうちの下2つの事業に当たっておりますが、いずれの事業も年度内の執行が困難な見込みであることから、追加設定をお願いしております。

次に、35ページの認定こども園施設整備事業につきまして、9,544万4,000円の追加設定をお願いしております。

これは、物価高騰に伴う資材の入手困難や人手不足等により、事業の執行に遅れが生じたことなどが原因です。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料36ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、資料の下段、児童福祉総務費でございますが、1億8,738万円の増額をお願いしております。

主な内訳としましては、説明欄2、児童健全育成費におきまして、資料は37ページになりますが、説明欄、(5)の事業、児童養護施設等から退所して自立する児童への支援を行う社会的養護自立支援事業ですとか、(6)の事業、安心こども基金を活用して、子ども・子育て支援の基盤整備等を行う市町村への支援を行う子育て家庭支援事業等につきまして、所要見込額の減により、その他の事業と合わせて4,066万円余の減額をお願いしております。

一方で、(7)のこんにちは赤ちゃん事業費等補助事業につきましては、経済対策として実施いたしますが、市町村が乳幼児全戸訪問事業等を実施する際のコロナ対策に要する経

費を助成する事業でございます。今回は、80万円の増額をお願いし、令和5年度に繰り越して実施する予定としております。

また、3の国庫支出金返納金につきましては、令和3年度国庫補助金の額の確定に伴う返納金として、2億2,762万円の増額をお願いしております。この返納金は、児童養護施設等への新型コロナウイルス緊急対策支援事業ですとか、児童扶養手当等の所要額が、国庫支出金の受入額を下回ったことから返納を行うものでございます。

次に、最下段の児童措置費について、5,720万円余の増額をお願いしております。

これは、主には、説明欄1の児童扶助費として、施設や里親への児童の措置委託に要する経費の所要見込みの増に伴い、5,257万円余の増額をお願いするものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

母子福祉費について、6億9,363万円余の増額をお願いしております。

主な内訳を御説明いたします。

説明欄1の(1)ひとり親家庭等支援事業については、ひとり親家庭の父または母が高等職業訓練を受ける際の生活費等を支援するための給付金でございますが、こちらで所要見込みの減により3,737万円余の減額を行うものでございます。

(5)の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、今年度4月にコロナ禍における物価高騰等対策として国において予算措置されました事業に加えて、県独自の上乗せを行った上で、6月以降に低所得のひとり親家庭等に対し給付金を支給したものでございますが、主に事務費において所要見込額の減がございまして、3,843万円余の減額を行うものでございます。

次の39ページをお願いいたします。

説明欄(6)の熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、長引く物価高騰の影響を受けている県内のひとり親家庭

を含む低所得の子育て世帯に対しまして、新たに、1世帯2万円に、第2子以降1人当たり5,000円を加算して支給するために、8億2,305万円余の増額をお願いするもので、こちらも、令和5年度に繰り越して実施する予定としております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

児童福祉施設費について、1億1,209万円余の増額をお願いしております。

主な内訳としましては、右の説明欄1、児童福祉施設運営指導費につきましては、(1)から(3)までの事業は、所要見込額の減による減額を行いまして、(4)の児童養護施設等における新型コロナ対策支援事業(経済対策分)につきましては、児童養護施設等における感染対策に要する経費の助成として、3,090万円余の増額をお願いし、令和5年度に繰り越して実施する予定としております。

次に、41ページをお願いいたします。

その他、主なものといたしまして、説明欄4の民間施設運営費補助の(2)児童相談所等におけるICT化推進事業について、861万円余を増額し、こちらも令和5年度に繰り越して実施するものでございまして、(3)の児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業費補助につきましては、県社協による児童養護施設等の入退所者への自立に必要な貸付けの原資として助成するために2,117万円の増額をお願いしております。

以上、子ども家庭福祉課の補正予算といたしましては、最下段の10億4,984万円の増額ということをお願いしております。

続いて、説明資料42ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

民生費で8億8,638万円余の設定をお願いするものでございます。

備考欄に記載の清水が丘学園整備事業につきましては、計画の変更等により年度内に事

業が完了しないことが見込まれるため、繰り越して実施させていただくものです。

次の物価高騰対策事業につきましては、認知症対策・地域ケア推進課から説明がありましたとおりでございます。

その他の4つの事業につきましては、いずれも経済対策として行う事業でございまして、先ほど予算の増額の御説明をしましてとおりで、全額繰越設定をお願いし、4月以降の執行を予定しているものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料43ページをお願いいたします。

障がい者支援課の2月補正予算について、主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費で3億8,400万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の(2)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者のサービス利用に係る県負担金でございまして、所要見込額の減により、9億8,600万円余の減額を行うものでございます。

次に、最下段の(4)感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制確保事業は、指定障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に要する掛かり増し経費の補助等を行うものでございまして、所要見込額の増に伴い、9,300万円余の増額をお願いしております。

次の44ページをお願いいたします。

最上段の(5)看護・福祉職員等処遇改善推進事業(障害分)(経済対策分)は、障害福祉サービス事業所、施設等が実施する福祉・介護職員への処遇改善に必要な経費を補助するものでございまして、所要見込額の減により、5億1,400万円余の減額を行うものでございます。

次に、中段、(7)障害福祉分野のロボット等導入支援事業につきましては、障害者支援施設等におけるロボット等の導入に要する経費について助成するものでございまして、500万円の増額をお願いしております。

最下段、3、障がい者福祉施設整備費でございますが、障害者支援施設等の防災・減災対策に要する費用やグループホームの整備、大規模修繕等に要する費用を補助するものでございまして、経済対策分として、10億6,600万円余の増額をお願いしているところでございます。

次のページをお願いいたします。45ページでございます。

4の国庫支出金返納金でございますが、(1)から次のページの(6)まで、合計1億4,400万円余の増額を行うものでございまして、令和2年度、3年度国庫負担金等の額の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

次の46ページをお願いいたします。

説明欄5、重度心身障がい者医療費でございますが、こちらは、重度心身障がい者医療費助成事業を行う市町村に対する助成でございます。所要見込額の減により、1億6,300万円余の減額を行うものでございます。

次に、児童措置費でございますが、こちらは、5億100万円余の減額をお願いしているところでございます。

主なものは、説明欄1の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業でございますが、こちらにつきましては、障害児のサービス利用に係る県負担金等でございます。所要見込額の減により、5億2,300万円余の減額をお願いしております。

次に、3、国庫支出金返納金でございますが、(1)及び次のページの(2)で、合計1,900万円余の増額を行うものでございます。

こちらにつきましては、令和3年度国庫負

担金等の額の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

次の47ページをお願いいたします。

中段部分でございますが、児童福祉施設費といたしまして、900万円余の減額をお願いしているところでございます。

主なものは、説明欄1の(2)こども総合療育センター管理運営費で、所要見込額の減により、300万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、下段の精神保健費で300万円余の増額をお願いしております。

詳細につきましては、説明欄1の(2)精神科救急医療体制整備事業につきまして、所要見込額の減により、700万円余の減額を行うものでございます。

次の48ページをお願いいたします。

精神保健費の続きになりますが、説明欄の2、国庫支出金返納金につきまして、(1)から(4)まで、合計1,000万円余の増額を行うものでございます。

こちらにつきましても、令和3年度国庫負担金等の額の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

以上、障がい者支援課といたしまして、2月補正予算といたしましては、48ページの下段にございますが、8億8,100万円余の減額をお願いしております。

次の49ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございますが、民生費におきまして、年度内に完了が見込めない物価高騰対策支援事業でございますとか、障害者施設整備事業分などにつきまして、また、社会福祉費で14億2,300万円余の追加設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑

を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようよろしく申し上げます。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 10ページのワクチン接種の件で、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

このワクチン自体の効果というのは、もう皆さんも御存じのとおり、重症化の予防にもなりますし、流行を抑えるという意味でも必要だろうというふうに考えております。

ただ、ワクチン接種が、今5回目に入った段階で、接種率が極めて低い状態が続いていると思います。現在でもまだ50%、全体ではいくかいかないかぐらいの話だろうというふうに考えております。

そのような中で、広域の接種会場自体も縮小、廃止等の話も出ているような状況ありますし、通常の医療機関での接種に関しましても、接種者がやっぱり6人そろわないだとか、様々な案件もあり、廃棄している部分が結構出てきているというのが現実です。

今後、このワクチン接種、先ほど言いましたように、重症化の予防という側面から考えれば、やっぱり進めていかなきゃいけないと考えているんですけども、現状において、これからこのワクチン接種を伸ばしていくにはどうしたらいいのかというのと、現実問題として、なかなか伸びないという部分もあるかというふうに考えておりますので、今後の対応をどのようにされていくのかというのと、実際に廃棄されているのがどの程度今出てきているのか、分かれば、両方教えていただければと思います。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

ワクチンの接種については、希望する方が年度内に全て打てるようにということで、様々な広報媒体を活用して呼びかけているところではございますけれども、委員御指摘のとおり、伸び悩んでいる状況ではございます。ただ、独自のポスターを作って、カラオケ店であったりとか、商業施設のほうとかに回しまして、呼びかけのほうは継続して行っているところでございます。

また、県民広域接種センターも、予定よりは少ない接種にはなっていますが、全国と比べますと、やはり20代、30代、40代は、全国と比べて熊本県は1.5倍ぐらいが接種されていますので、なかなか時間内に行けない、夜間しか行けない方、休日しか打てない方のための県民広域接種センターの役割というのは果たしているのかなというふうに考えているところでございます。

また、廃棄量につきましては、市町村のほうのワクチンについては、まだ把握できていない状況です。県のほうの廃棄については、県民広域接種センターで廃棄の実績は今ございません。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。広域の役割というのは確かにあると思いますので、これは、このままであれば続けていただきたいと思います。

廃棄に関しましては、やはり1本開けると6人打たないといけないという問題があり、結局、1人でも開けているという状況がありますので、実態としては、どの程度廃棄されているかは極めて分かりづらいというふうに思っておりますけれども、できる限り廃棄がないようにと医療機関も考えてやっておりますけれども、どうしてもない部分があるとい

うふうに考えております。

そういうふうなことを踏まえて、これからも、きちっと対応いただければと思いますけれども、ただ、罹患されている方が53万人超えている状況があるので、県民の3人に1人はかかっている状況があるので、そういうことも、逆に言うと、接種、まあいいかなという考えの方が増えているんじゃないのかなというふうに今思っているところでありますけれども、ぜひ、冒頭言いましたように、重症化の抑制にはつながりますので、その付近訴えながら、ぜひこれからもワクチン接種をやっていただければと思います。

また、あわせまして、5類になった場合のワクチン接種に関しましてはいろいろ出てきておりますけれども、できれば、これを無料化にしないと、恐らくワクチン接種は進まないと考えておりますので、この部分に関しては、県からも国に対しての要望等をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますでしょうか。

ほか、ありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 部長の総括説明の中で、5月8日に、現行の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ変更することを決定していますというのがありましたが、5月8日からですね。

その前に1つ、また、ちょっと大きな変化というのが、3月13日から、マスクについては個人の判断に委ねるということになりました。

これは、県のほうも、ホームページ等でマスクの着用については強制しないであるとか、そういったことをホームページ上では出していますが、実際、今県庁内では、一応そ

れが県のルールというか、そういう形で決定していくと思うんですが、様々な意見が出ていると思うんですが、現状どうなんですかね。そこのところをちょっと聞かせていただければなど。

これは健康危機管理課になるんですかね。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、マスクにつきましては、委員御指摘のとおり、3月13日から、基本的に個人の判断に委ねるというようなことで方針が定められておりますし、我々のほうも周知しております。

それから、国のほうからは、マスクの着用が効果的な場面としまして、高齢者等のいわゆる医療機関の受診時だとか、あるいは高齢者等の重症化リスクの高い方々の施設を訪問するときだとか、あるいは通勤とかのラッシュ時、混雑をしているときとかというふうなことで、今示されているところでございます。

一方で、今回の基本方針の中では、各事業者において、例えばいろんな場面において、本来は、原則は個人の判断に委ねられるところなんですけれども、各事業者において、マスクの着用を必要とするということについても否定するものではないというふうなことで方針が示されているところでございます。

今我々のほうとしては、ホームページあるいはSNS等、いろんな媒体を使って、そういった方針を周知しているというのが実態でございます。

それから、事業者としての県の方針としましては、今現在、人事課のほうで検討しているというふうにお聞きしております。

○内野幸喜委員 今県のほうでは、人事課のほうで検討しているということですね。これは、あくまでも個人の判断に委ねるというこ

とですから、今後、つける方、つけない方出てくるわけですよね。そうしたときに、つけてない方に対していろいろ言ったりとか、逆に、つけている方に対していろいろ言ったりとか、そういったことも出てくる可能性もあるんですよ。

だから、そののところが、つけるつけないによって、そういった変な誹謗中傷だったりとか、そういったことが絶対に起こらないようなことも、県としても、やっぱりいろんなSNS、さっきホームページ、SNSという話ありましたけれども、そういった媒体を使いながら、やっぱり伝えていくべきじゃないかなと。その辺については、今後も何かしつかりとやっていくという予定か何かあるんですか。

○椎場健康危機管理課長 その辺りにつきましては、これまでも、そういったマスクをつけられない方への配慮をお願いしますといったようなことも踏まえて周知をしているところでございますので、今後もしっかり周知をしていきたいというふうに思っております。

○内野幸喜委員 分かりました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほか、ありませんでしょうか。

○前田憲秀委員 今のマスクで、ちょっと関連でいいですか。

私も内野委員と同じ思いであったんですけども、特に医療機関に勤務されている方とか、非常に心配ですというお話を聞きます。

先ほど国の指針もあったという御報告がありましたけれども、何か外していいですということなんですけれども、日本人は、欧米と違って、マスクをつけるのにそんなに抵抗はない人種じゃないのかなと感じております。

ですから、この日から外しますという雰囲気じゃなくて、例えば医療機関は、もう当然ですけれども、こういうところに入るときにはマスクをつけてください、つけましょう、そういう誘導的なものも、何か案内が必要じゃないかなあとと思いますけれども、どうでしょうか。

○椎場健康危機管理課長 ありがとうございます。

誘導というか、基本的に、今国のほうからは、着用が効果的な場面というものが示されておりますので、こういった場面をしっかりと、県としても周知をしていくというふうな方向で対応していければというふうに考えているところでございます。

○前田憲秀委員 転換期になったら様々出てくると思うので、その場その場しっかりと注視していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○岩本浩治委員長 その他、質疑はありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 16ページの老人福祉施設整備費で、この中で、(2)だったのでしょうか、所要見込額の減の説明の中で、市町村を通じて資材の調達が困難であるとか、そういったことから減額というようなお話だったかと思うんですけども、そういう場合には繰越しの設定とかいうようなことにはならないのでしょうか。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課です。

一部は繰り越してやっております。この部分につきましても、例えば介護基盤整備事業につきましても、8億ぐらいは繰越しをさせていただいています。ただ、もう繰越しもせずに、事業者として、ここはもう一回計画を練り直したいという事業については、もう取り下げられた事業所がありますので、それについて減額になっているという形になります。

○山本伸裕委員 分かりました。やはりこの第7波、8波の感染拡大の中で、かなり高齢者が、死亡がもう大半を占めて、特にクラスターが高齢者施設で発生して、高齢者施設での患者さんが出た場合、施設に留め置くというような対応になって、相当深刻な事態が発生したんじゃないかというふうに思っているんですよ。

報道なんかによると、例えば、陽性患者の人が出ても、同じ部屋でカーテン1枚で仕切られて、そこで感染が広がったとかというような非常に悲惨な状況なんかも報道なんかで出てきていましたから、そういう点では、かなり今の感染が若干収まっているところで、やっぱりしっかり施設の対策というのは強めていく必要があると思いますし、そういう点では、繰越しも一部あるというようなお話でしたけれども、先ほど部長の総括説明の中でもありましたように、必要な措置については国にも要望すると。だから、今回、かなり高齢者施設のクラスター発生というような深刻な事態も踏まえて、やっぱり今のような対応の仕方でいいのかということも含めて、しっかり声を上げていただく必要があるんじゃないかなということも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 コロナの感染症の困り事の話に絡むのかどうか、ちょっと私分からないんですけども、3ページの新型コロナウイルス困りごと支援事業に関わるのかどうか、ちょっと分からないんですけども、実は、コロナ罹患後の後遺症の話がいろんな形で出てきております。

そういう中で、県においても、その窓口もつくって対応されているというふうに考えておりますけれども、現状において、コロナウイルス感染症後の後遺症というのは、罹患された方のどの程度出ているのかということと、それに対してのその窓口での現状、実態、どのような形でやられているのかが分かれば、教えていただければと思います。

○椎場健康危機管理課長 コロナの罹患された後の罹患後症状というか、そういうことだというふうにお受けしました。

今、罹患後症状につきましては、県の相談窓口、いわゆるコールセンターのほうで、一般的な相談と併せて相談を受けているというところでございます。

相談の件数でございますけれども、毎月、やっぱり10件前後ぐらい、全体の相談件数が、月でいいますと、3,000件とか4,000件とかございますので、そのうちの10件程度が、30件以内ぐらいですね、10件から20件程度ありますけれども、そういったぐらいの数字が、そういった罹患後の症状に関する相談というふうに確認をしているところでございます。

今現在、罹患後症状につきましては、様々な症状があるということでございますので、まず、お近くの御本人様のかかりつけ医に御相談をしてくださいというふうなことでお知らせをしています。その上で、かかりつけ医に相談した上で、専門の医療機関等に御相談をいただくというような形を取らせていただ

いているところでございます。

現在、罹患後症状につきましては、他県では、いわゆるそういった罹患後症状を受けられる医療機関をリスト化するような取組もされていますので、県としても、今現在、県の医師会といろいろそういったこともできないかといったことを協議をしているところでございます。引き続き対応していきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 よく分かりました。やっぱり対応できる医療機関が分かっているほうが、罹患された方々も安心されるというふうに考えておりますので、ぜひそういうふうな形でやっていただきたいし、この罹患後に診療を受けた場合というのは、実は保険診療になるんですか、それともコロナ関連ということで無料になっているのか、ちょっとその付近が分かれば。

○椎場健康危機管理課長 診療については、保険診療というふうにしております。

○藤川隆夫委員 できれば、やっぱりコロナによる後遺症という観点からすれば、ほかのコロナに罹患した場合、現時点においては国が見る話になっていますので、同じように、この後遺症の方々も、国で見るという方向性を出してもらいようにされたほうがいいんじゃないのかなというふうに私は思っています。後遺症自体は極めて長く続くというふうに考えておりますので、そこをずっと保険診療じゃなくて、公費で見るという方法もありかなというふうに考えておりますので、それは、逆に言うと、国のほうに伝えていただければと思いますので、よろしく願います。

○椎場健康危機管理課長 御要望は承りました。

後遺症かどうかの判断というのも非常に難しいところがございますけれども、国のほうには、そういった御意見もあるというふうなことも踏まえて伝えていきたいというふうに思っております。

○岩本浩治委員長 ありませんでしょうか。

○高木健次委員 40ページですけれども、児童福祉施設費の中で、ヤングケアラー支援体制強化事業で、所要見込額の減で、250万ですか、減額されておりますけれども、この実情というのをちょっと教えていただけますか、内容を。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ヤングケアラー支援体制強化事業でございますが、これは今年度から事業を開始したもので、7月から相談窓口を設置いたしまして、相談対応をしております。

今のところ、ヤングケアラー御本人からの相談というのはやはり少なく、子供さん方に関係して支援をしておられる学校ですとか、あと、御親戚、支援機関、市町村、そういったところからの御相談が今寄せられているところでございますので、やはり子供さん御本人にも、ヤングケアラーについて正しく認識をしていただく必要がありますし、また、子供さんを支援される関係機関の皆様方にも、しっかりとヤングケアラーについて御理解をいただくというところで、学校を中心に、今年度は、研修事業を重ねて開催させていただいているところでございます。

相談窓口については、現状、そういった状況でございました。

○高木健次委員 なかなか本人からそういう要望とか相談というのは少ないということですが、そして学校を中心に、そういう実情を

聞き取りとかという体制だろうと思うんですけども、これは非常に社会問題にもなりまして、非常にやっぱり子供たちがケアを行うということで、いろいろな分野に問題も波及していると思うんですね。

ただ、やっぱり少ないということは、まだそういう対象者がたくさんいるのかなという感じもします。ですから、この辺は非常にやっぱりまだ掘り下げていかなければ、なかなかその対象者というのにも簡単に見つかるということでもないというふうに思うんですね。その辺は、しっかりとやっぱり学校中心での聞き取り、そういうことだろうと思うんですけども、ほかのいろんな手だてを考えて、やっぱりヤングケアラーの救済に尽力してほしいというふうに思います。

その辺は、課長、いかがでしょうか。

○岩村子ども家庭福祉課長 ありがとうございます。

この事業につきましては、民間団体のほうに今年度委託をいたしまして、事業を実施してもらっています。そちらの団体については、生活困窮者支援事業ですとか、そういったほかの事業も実はされておまして、そういった事業を通じてのネットワークからの御相談であったり、または県内の県北、県南等に、拠点といいますか、出張相談のようなものも実施されておりますので、そういったところで幅広く周知に今力を入れているところでございます。

また、実態調査につきましても、今年度も行いましたので、取りまとめ次第公表したいと考えております。

○高木健次委員 これから非常にその辺については大事な部分だろうと思うんですね。だから、極力、やっぱりそういう相談窓口ということをしっかりやってほしいというふうに思います。

委員長、以上です。

○岩本浩治委員長 よろしく申し上げます。

○松村秀逸委員 9ページの健康危機管理についてお尋ねいたします。

最下段の123の感染症予防費、12億2,000万円余の減額になっております。この中で、エイズ予防費も減額でございますが、まず1つは、この感染症予防費の減額の理由というのは、エイズだけでなく、ほかにも感染症たくさんあるわけですが、特にこれはどういう状況で減額になったのか、それとエイズ患者さんが、熊本県においてどのくらいの患者さんがおられるのか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、エイズ患者の発生状況でございますけれども、エイズ患者につきましては、いわゆるH I Vの感染という、発症してない状態とエイズ患者として確認をされる状態がございます。

昨年度につきましては、H I Vの感染者が県内で5名、それからエイズ患者の発生が5名ということで、合計10名ということになっています。それまでも、大体それぐらいの人数が一応確認をされているという状況でございます。

それから、この感染症予防費の減額の内容でございますけれども、ここにもありましており、基本的には所要見込額の減ということになりますが、この感染症予防費につきましては、次の10ページにございます新型コロナウイルス関係も含まれておまして、この金額がかなり大きい金額になっております。特に、新型コロナウイルス関係では、行政検査の委託関係だったり、あるいは医療費の関係であったりとか、非常にちょっと感染拡大に応じて費用が増減するようなことがござ

ざいまして、かなり大きい金額になっているという状況でございます。

以上でございます。

通常のいわゆる新型コロナ以外の部分については、そうあまり大きくないというふうな金額になっております。

○松村秀逸委員 それと、せんだって新聞等でも発表されておりますが、感染症は、非常に昨年、そして今年は最高になっている、梅毒感染者等が非常に増えていると。その中で、特に20代の女性の方々、男性についても20代、30代、40代、特に過去最高の感染者が増えているということでございますけれども、こういうものについての感染症予防のための周知徹底とか、やはり一部の、熊日新聞だったと思いますけれども、小さく載ってたんですけれども、こういうのは、やはり若い方がこういうことにかかると非常に治りにくいような感染症というふうに聞いております。

特に、若い方々がそういう感染すると、やはり今後の少子化対策にも影響するんじゃないかと思っておりますので、特にそこら辺の周知徹底、今後どういう方向でやられるのかも、よければ、教えていただければ助かります。

○椎場健康危機管理課長 ありがとうございます。

今委員から御指摘ありました、特に梅毒などの性感染症の件が中心になろうかというふうに思っております。

こちらにつきましては、委員御指摘のとおり、県内につきましても、今年度、過去最高を記録しているという状況でございます。数字につきましては、R4年ということになりますけれども、熊本県、197件発生をしております。前年が131件ということで、まだ増加が続いているというふうな状況でございます。

こちらの対策でございますけれども、県としましては、この梅毒なり、この性感染症について、まず詳しく知っていただくことが必要かなというふうに思っております。そういった意味で、医療機関の先生方と連携をしまして、梅毒の症状がどういった症状なのかといったような啓発の動画みたいなものを作ったりとかというふうな今取組を進めているところでございます。

啓発につきましては、これから予防についてしっかり若いターゲット、若い層について、行き届くような形で周知、予防の啓発を進めていければというふうに思っております。

また、検査の体制についても、いろんな検査の在り方あると思いますので、今後対策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○松村秀逸委員 周知徹底、やはり予防のためというか、皆さん方に、やはりこの病気の、やっぱり若い方にできるだけ広報活動、例えば新聞等でもいいと思うんですね。やはりそこら辺があまり、何というんですか、あれは。第1弾、第2弾、何かだんだん症状がひどくなるということで——途中で何か消えたりするというふうに聞いております。そうすると、皆さん、勘違いして治ったと思われると。そこら辺を十分知らせるということは大事なことだろうと思うんですね。若い方々が軽く思われると、これはやっぱり感染症が増えて、潜伏期間がある程度あるということでございますので、ぜひそこら辺、よろしく願います。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 よろしく願います。

○内野幸喜委員 すみません、椎場課長のところばかりで申し訳ないんですが、11ペー

ジ、公衆衛生獣医師確保育成事業、所要見込額の減ということで、実績が当初4名予定が3名だったということですが、獣医師については、県もずっともう苦勞して、いかに獣医師資格を持っている方を確保するかということで、対象年齢も、もうどんどんどんどん上げてきて、今もう退職前年までの年齢も採用可としているんですかね。これはもう全国的な傾向で、本当、他都道府県とも競争になっているわけですよ。

そういう中で、熊本も、こうした育成事業であるとかをやりながら確保に努めていらっしゃると思うんですが、現状、特に来年度から入庁される獣医師資格を持った方を含めて、今現状、採用は目標どおりにいっているのかということをお聞きしたいんですが。

○椎場健康危機管理課長 今年度、4年度の採用でございますけれども、採用予定数が19名になっておりますが、受験者数が4名ということで、採用内定者数が3名ですが、もう既に内定の辞退がございまして、今現在、内定の方としては2名ということで、来年度、このまま採用できたとしても2名というふうな形になってございまして、非常に厳しい状況ということでございます。

以上です。

○内野幸喜委員 来年度が17名の不足ということですね、当初の19名を採用したいということ。

この育成事業については、これの対象の方は、原則給付したのも返済をせずに、その代わり県庁に入らせていただくという事業なんですかね。

これを始めてから今何年ですか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

この事業につきましては、平成28年度から実施をしているところでございます。

○内野幸喜委員 この事業で、もう入庁された方も出てきているということですかね。

○椎場健康危機管理課長 ございます。今、一応5名は入庁されているということです。

○内野幸喜委員 5名ですね。

今、産業獣医師のほうに進む方がやっぱり多くて、公衆衛生獣医師、行政のほうに入ってくる方、全国的にやっぱり少ないというのは、もうどこもそうだと思います。熊本県だけじゃなくてですね。ただ、さっきの、19名が2名しか採用ができなかったという話を聞くと、この先大丈夫なのかと、やっぱり本当に、非常にこれはやっぱり驚くべき数字だと思うんですよ。

だから、やっぱり県庁に勤めている獣医師の方の仕事の魅力とか楽しさというのをも広く伝えていながら、やっぱりこういった支援事業、育成事業もより幅広く、もっと拡充しながら確保していかないと、この先、獣医師の方が本当にもういなくなっていくんじゃないかというぐらい、本当、私はもう危惧しているんですよ。

だから、その辺も含めて、やっぱりもっと抜本的に考えていかないといけないのかなと。その点、どうですかね。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今現在、我々のほうで県として取組を進めているものとして、農林水産部とも連携しまして、当然ながら、いわゆる獣医師を養成している大学へのリクルート活動、それから今年度から既にもう臨床系、臨床のいわゆる動物病院とか、臨床に進まれた方に対して、いわゆるその方々が見られる転職求人誌、そう

いったものに広報を掲載するなどの取組を今進めているところでございます。

また、受験機会の拡大ということで、例えば、今現在、東京と熊本、それから関西という形でやっておりますが、大学のあるところ、北海道にもありますので、そういったところも含めて検討できないかというふうなことで、今、人事課等含めて検討を進めているところでございます。

また、昨年の4月から、総務部のほうで、初任給調整手当の引上げのほうを一応されております。こういったものもしっかりアピールしながら、あと、獣医師の仕事の魅力についても、しっかりアピールをしながら採用につなげていければというふうに考えているところでございます。

○内野幸喜委員 分かりました。しっかりとお願いしたいと思います。

○岩本浩治委員長 その他ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで11時30分まで休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時29分開議

○岩本浩治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部4課及び病院局について、付託議案の審査を行います。

なお、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

また、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

説明資料50ページをお願いします。

2月補正予算の主な事業について説明いたします。

まず、公衆衛生総務費では6億7,241万円余の増額をお願いしています。

説明欄2、保健医療推進対策費では、(3)の医療施設等施設・設備整備費は、延べ31医療施設の機能強化のために必要な整備を行う際の助成ですが、国庫補助金の内示減となります。全都道府県の要望額が国の予算額を上回ったことに伴うものです。

(6)の療養病床転換助成事業は、医療療養病床を介護施設へ転換する際に必要な整備を行う際の助成ですが、所要見込額の減となります。当初予定の4病院のうち2病院の申請取下げに伴うものです。

51ページをお願いします。

(8)の医療施設消防用設備整備費は、スプリンクラー等を整備する際の助成ですが、所要見込額の減となります。当初予定の4つの施設のうち2つの施設の申請取下げに伴うものです。

(11)の病床機能再編支援事業は、将来過剰と見込まれる病床機能の病床数を減床した後も地域で必要な役割を担うと地域で合意された医療機関へ、減床などに応じ、給付金を支給するものですが、所要見込額の減となります。当初、待ち受けで139床分の給付を見込んでおりましたが、実績が110床分だったことに伴うものでございます。

続きまして、52ページをお願いします。

上段、(13)の医療施設等施設・設備整備費(R4経済対策)は、国の第2次補正予算で計上された医療施設における防災・減災対策への対応となります。令和5年度当初予算に計上予定だった給水設備整備は1病院、院内ブ

ロック塀改修は2病院への助成を今回前倒しで予算計上するものです。

飛んで、5、地域医療介護総合確保基金積立金は、国庫補助金の内示増となります。当該基金を財源とし、今回、高齢者支援課が、資料14ページの(5)で提案しております介護支援事業所等におけるサービス継続支援事業の実施等に伴うものです。

下段の予防費では、20億2,640万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、感染症予防費については、53ページをお願いします。

(3)の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業は、所要見込額の増となります。9月補正では、下期分として受入れ病床20床の増床を見込み、追加の予算をお願いしましたが、実績として、116床の増床となり、簡易陰圧装置等の整備を必要とする医療機関の申請が増えたことに伴うものです。

(4)の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業、いわゆる空床補償は、所要見込額の増となります。

空床補償は、医療機関が保健所の要請により入院患者を即座に受け入れられるよう空床を確保した場合と、クラスター発生医療機関で新規入院の停止等により空床が生じた場合などに行います。今回、このうちクラスター分について、当初予算では50件程度を見込んでおりましたが、上期の実績が199件と大幅に上回り、下期分も同程度見込む必要があることに伴うものです。

(6)の看護・福祉職員等処遇改善推進事業(看護分)は、地域で一定の役割を担う医療機関が、看護職員の収入を月額4,000円程度引き上げる際に助成するものですが、所要見込額の減となります。

本事業は、9月末に完了し、42医療機関、計1万1,121人を対象に引上げを行いました。額の確定に伴うものです。

54ページをお願いします。

1段目の医務費では、792万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、へき地医療対策費のへき地医療施設運営費補助は、僻地診療所の運営経費の助成ですが、所要見込額の増となります。事務費に係る国補助基準額の増額に伴うものです。

下段の保健師等指導管理費では、5,003万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、看護行政費の看護師養成所等運営費補助事業は、養成所の運営経費の助成ですが、所要見込額の減となります。対象11の養成所のうち1つの養成所が黒字のため、申請しないことに伴うものです。

以上、最下段の課計のとおり、今回、医療政策課では、26億5,465万円余の増額補正をお願いしております。

55ページをお願いします。

医薬費の繰越明許費の補正として、1,963万円余をお願いしております。

備考欄、医療従事者勤務環境改善推進事業の繰越理由としましては、新生翠病院の職員寮新築工事が、資材価格高騰に伴い、入札不調が続き、年度内に事業が完了しないためでございます。

56ページをお願いします。

公衆衛生費の繰越明許費の補正として、4億6,951万円余をお願いしています。

繰越理由としましては、備考欄一番上の医療施設等施設・設備整備費は、熊本労災病院の設備整備が、上から3つ目の病床機能分化・連携推進事業は、牛深市民、栖本、宇城市民の3病院の改修等が、それぞれ資材価格高騰に伴い工期が遅れたことにより、年度内に事業が完了しないためです。

次に、上から2つ目の医療施設等施設・設備整備費(R4経済対策)は、済生会熊本病院、熊本機能病院、益城病院の3病院の事業着手が令和5年度となるためです。

57ページをお願いします。

債務負担行為の補正です。

医師修学資金につきましては、将来の地域医療の医師を確保するため、熊本大学医学部地域枠の学生に、卒業までの6年間貸与しております。

当初予算では、補正前欄のとおり、令和4年度入学者の2年生から6年生までの間の貸与額を設定しておりますが、今回、休学中の医学部4年生の1人が復学したことに伴い、補正後欄のとおり、当該学生の令和5年度、6年度の貸与額の増額、143万6,000円をそれぞれお願いするものでございます。

医療政策課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料の58ページをお願いいたします。

令和4年度2月補正予算について、主な事業を御説明いたします。

国民健康保険指導費について、8,364万円余の減額を計上しております。

減額の主な理由は、説明欄の2、国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定負担金ですが、低所得世帯等の保険料軽減の対象となる被保険者数が当初見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費について、6億2,027万円余の減額を計上しております。

減額の主な理由は、説明欄1、後期高齢者医療対策費の(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金ですが、低所得者の保険料軽減の対象となる被保険者数が当初見込みを下回ったためでございます。

59ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法に基づく法定負担金として国保特別会計に繰り出すものですが、医療費に係る保険給付費等の所要見込額の増により、2億3,553万円の増額を計上しております。

以上、一般会計で4億6,839万円の減額をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の60ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で582万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄3の健康づくり推進費でございます。

(1)の地産地消をはじめとした食育の推進事業は、国の第2次補正予算、経済対策として、子ども食堂などのいわゆる共食の場におきます食育活動や日本型食生活の普及啓発等、食育に取り組む市町村や民間団体等に対する助成に伴う増額補正でございます。

次の(2)歯科保健推進事業及び(3)の市町村健康増進事業につきましても、いずれも所要見込額の減に伴う減額でございます。

次に、説明欄4の原爆被爆者健康診断費、61ページの5の原爆被爆者特別措置費につきましては、いずれも所要額減に伴う減額でございます。

6の国庫支出金返納金につきましては、令和3年度国庫補助金の額の確定に伴う精算返納金でございます。

次の予防費につきましては、103万円余の減額補正をお願いしております。

これは、ハンセン病事業費における所要見込額の減に伴います減額及び国庫負担金を充当することによります財源更正でございます。

次の国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましては、5,807万円余の減額補正をお願いしております。

これは、市町村が実施します事業に対する負担金で、市町村の所要見込額の減に伴う減

額でございます。

健康づくり推進課では、一般会計で、最下段、5,327万円余の減額をお願いしております。

続きまして、62ページを御覧ください。
繰越明許費です。

衛生費について、地産地消をはじめとした食育の推進事業（経済対策分）及びがん診療施設設備整備事業につきまして、いずれも年度内に事業を完了しないことが見込まれるため、2,100万円の設定をお願いするものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の63ページをお願いいたします。
主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費において、5億3,729万円余の減額をお願いしております。

右側説明欄1、衛生諸費の軽症者等の宿泊療養事業は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養するための宿泊施設の借り上げに要する経費ですが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

薬務費の説明欄2の薬務行政費において、538万円余の減額をお願いしております。

(4)医療物資供給支援事業は、医療機関等に対するマスクや消毒液などの医療物資供給及び備蓄に要する経費ですが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

次に、説明欄3の国庫支出金返納金において、218万円余をお願いしております。

これは、令和2年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

薬務衛生課の2月補正予算といたしまして、5億3,904万円余の減額をお願いしてお

ります。

薬務衛生課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 次に、議案第12号の説明をお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

主な事業について御説明いたします。

国民健康保険運営費につきまして、56億63万円余の増額を計上しております。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金ですが、医療費に係る保険給付費等が当初見込みを上回ったことによる増額でございます。

2の社会保険診療報酬支払基金納付金ですが、介護納付金や後期高齢者支援金等支払基金に対して支払う納付金等が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

また、3の国民健康保険財政安定化基金積立金ですが、運用利息額の確定及び国保財政安定化のための基金への積立てによる増額でございます。

5の国民健康保険事業運営費の国庫支出金返納金は、令和3年度の国庫負担金等の実績額の確定に伴う国への精算返納金でございます。財源は、令和3年度からの繰越金等となります。

続きまして、ページをめくっていただいて、69ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

情報処理関連業務として、国保総合システムの回線使用料等について、3月中に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。
御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課
でございます。

資料70ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

説明欄1の健康づくり推進費の(1)国庫支
出金返納金につきましては、令和3年度国庫
補助金の額の確定に伴う返納金でございま
す。

(2)国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病
予防に関する経費や特定健診未受診者対策の
ための研修、さらに医療費分析に要する経費
で、所要見込額の減に伴い、570万円の減額
をお願いしております。

健康づくり推進課では、特別会計で、最下
段、793万円の増額補正をお願いしておりま
す。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし
ます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第18号の説明
をお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者
医療課でございます。

説明資料の74ページをお願いします。

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例
を廃止する条例の制定についてです。

提案理由につきましては、熊本県国民健康
保険広域化等支援基金を活用した事業の終了
に伴い、熊本県国民健康保険広域化等支援基
金条例を廃止する必要があるためでございま
す。

基金条例の廃止に伴う財産処分等に時間を
要するため、先議で御提案させていただいて
おります。

国保・高齢者医療課は以上でございます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 続きまして、病院局の審
査に移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いしま
す。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございま
す。

今回提出しております議案第17号、令和4
年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)の
概要につきまして御説明いたします。

まず、収益的収支では、収入につきまし
て、新型コロナウイルス感染症患者の入院病
床確保に係る補助金の増等により、1億
6,300万円余の増額、また、支出につきまし
ては、給与費の減等により、5,600万円余の
減額をお願いしております。

また、資本的収支では、企業債の確定に伴
う償還金の増額をお願いしております。

これらにより、病院局の補正後の支出予算
総額は、収益的収支と資本的収支を合わせま
して24億3,800万円余となります。

このほか、債務負担行為の追加もお願いし
ております。

以上が今回の議案の概要でございます。

詳細につきましては、総務経営課長が御説
明いたしますので、御審議のほどよろしくお
願いいたします。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課から議案
第17号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でご
ざいます。

説明資料の71ページをお願いいたします。

病院事業会計は、収益的収支と資本的収支
に区分されておりますが、まず、表の左側の
収益的収支について御説明いたします。

収入につきましては、新型コロナウイルス
感染症患者の入院病床確保に係る補助金が増

えたため、1億6,366万円余の増額を、支出につきましては、5,679万円余の減額をお願いするものでございます。

これらにより、補正後の収入が18億8,154万円、支出が16億6,547万円余となり、損益は2億1,606万円余のプラスとなる見込みであります。

次に、資本的収支を表の右側に掲載しておりますが、支出につきましては、212万円余の増額をお願いするものでございます。

おめくりいただき、次の72ページをお願いいたします。

まず、上段の収益的支出につきまして御説明いたします。

右側の説明欄を御覧ください。

1の医業費用につきまして、合計5,695万円余の減額をお願いしておりますが、これは、主に職員の退職及び人事異動に伴う給与費の減に伴うものでございます。

次に、下段の資本的支出につきましては、前年度末における企業債の借入額を当初の想定より増額したこと及び借入条件が確定したことに伴いまして、212万円余の増額補正をお願いしております。

次の73ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、令和5年4月1日から業務を行う必要がある庁舎管理及び情報処理関連業務につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

病院局からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○岩本浩治委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。——ありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 53ページの看護・福祉職員等処遇改善推進事業(看護分)の所要見込額の減の理由について、ちょっともう一回教えてもらっていいですか。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

ただいま山本議員のほうから、(6)看護・福祉職員処遇改善推進事業の3億8,400万円の減についての理由についてお尋ねがありました。

このことについては、今確定したのが対象職員1万1,000人としておったんですが、その対象職員の把握が非常に困難でございまして、当初、約2万人程度ちょっと見込んでいました。

これは、その2万人の根拠といたしましては、前年度、処遇改善といいますが、慰労金の際に、全医療機関の方に慰労金を配ったわけなんですけど、そのときの対象人数、そのときの看護職員以外の事務職員であるとか、医師の方であるとか、そういう部分含めたところで把握していたものですから、今回実績が確定しましたので、それに伴う3億8,400万の減になったということでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ちょっと、かなり感染爆発の際に、看護師なんかやっぱり不足しているんだけど、増やしたくても増やせないというようなお話がかなりあったもんですから、何かそれとの関係があるのかなと思った

んですけども、そうではないわけですね。
はい、分かりました。ありがとうございます。
す。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○山本伸裕委員 はい、結構です。

○岩本浩治委員長 ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で後半グループの質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号、第17号及び第18号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、その他に入りますが、今定例会において3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題を終了いたします。

それでは、これをもちまして第6回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

厚生常任委員会委員長